

日進市制 30 周年記念市民公募事業補助金 Q&A（7月 12 日更新）

補助対象・金額について

Q1 補助金をうけることができる事業はどのような内容ですか？

A1 日進市制 30 周年記念市民公募事業補助金交付要項に即した事業を対象に補助金を交付します。

Q2 補助金額はどのくらいですか

A2 補助対象事業に係る参加費、チケット代、協賛金等その他収入がある場合は、その金額を補助対象経費総額から控除した金額が補助金額となります。

各部門の補助上限金額は表のとおりです。

| 部門名 | 上限金額 |
|-------------|-------|
| みらいへつなぐ「日進」 | 200万円 |
| 「たのしい」を創出 | 50万円 |
| 地域で「たのしい」 | 20 万円 |
| こどもの「夢」応援 | 20 万円 |

Q3 補助対象経費に含まれるか不明となる支出がある。

A3 企画提案書提出時までに必ず市民協働課へご相談ください。なお以下のものは補助対象外経費として取り扱います。

- ・人件費
- ・単価 30,000 円(税込)以上の備品購入費
- ・コミュニティの事務室の賃借料、事務機器のリース料、通信費、光熱水費
- ・事業実施に関係しない飲食費(コミュニティ構成員の親睦会費、打ち合げ費等)
- ・事業実施に要する商品券や図書券や宿泊券等の金券購入費
- ・その他、事業実施に要しない経費
- ・領収書がないなど、支出の根拠が確認できない経費
- ・販売目的のためのグッズ、パンフレット制作費や仕入れ代

Q4 賞品や景品の購入費は補助対象経費となりますか。

A4 商品券、図書券、宿泊券など金券類の購入費は補助対象外経費となります。また単価 30,000 円(税込)以上を超えるような高額な商品(ゲーム機やタブレット端末など)も補助対象外経費となります。

Q5 ガソリン代は補助対象経費になりますか？

A5 ガソリン代は事業に要した費用とそれ以外の費用が明確に区別できないため、補助対象外経費となります。

Q6 領収書がないものは補助対象経費になりますか？

A6 領収書がなければ支出の根拠が確認できないため、補助対象経費とすることはできません。（公共交通機関等で領収書以外に経費を確認できる場合は除く。）

Q7 事業の企画を他者に委託した場合の委託料は補助対象経費になりますか？

A7 当事業はコミュニティが考える「たのしいをいっぱいいつくる」を企画・実施することを目的に補助金を交付するものです。事業の企画・実施を他事業者に委託する委託費は補助対象外経費となります。ただし、テントなどの会場設営費、音響設営費、会場警備費等は委託することはできます。

Q8 外部講師の基準について

A8 申請コミュニティの代表者やコミュニティの運営に関わる主要メンバー（副代表、会計、理事等）の方が講師をする場合は内部講師となり、補助対象外経費となります。ただし、以下の基準を満たしていれば外部講師として謝礼対象となります。

1、補助金対象事業以外のコミュニティの通常の活動の中でも、外部講師の対象とする方へ指導料や謝礼を毎回支払っていること。

2、外部講師の対象とする方が、申請コミュニティにだけ指導をする専属の講師等でないこと。（外部講師とする方が申請コミュニティ以外にも日常的に複数の団体等へ指導、講師をしていること）

3、実績報告書に謝礼、指導料に対する領収書を添付すること。

応募・採択後の事業実施について

Q8 市民会館などの市が管理している公共施設について先行予約は可能ですか？

A8 市民会館、スポーツセンター、総合運動公園、生涯学習プラザ、にぎわい交流館は可能です。ただし、補助対象事業のメイン事業当日とそれに伴う前日のリハーサルや準備の場合のみ可能です。練習会等の場所の確保については一般申込の上確保していただくか、民間施設を使用してください。

Q9 先行予約を希望する場合はどちらに問い合わせればよいでしょうか？

A9 市民協働課までお願いします。市民協働課以外の窓口では対応できません。

Q10 市民会館大ホールなどの使用料は補助対象経費になりますか。

A10 補助対象経費となります。補助対象事業についていかなる場合でも使用料が減免になることはありません。

Q11 領収書の提出は必要ですか。

A11 必要になります。交付決定通知日前の日付が記載された領収書は補助対象外経費となります。

Q12 令和7年度以降も事業を継続したいのですが？

A12 当補助金は市制30周年に合わせて交付する補助金になります。市が次年度も補助金等を交付することはありませんので、継続実施を望む場合にはコミュニティの運営資金にて対応してください。

Q13 複数のコミュニティで協働して事業を実施する場合、申請はどのようにすればよいか？

A13 協働して事業を実施する場合、申請コミュニティは代表するコミュニティを一つ決め、申請してください。申請コミュニティに補助金を交付いたしますので、金融機関口座を持っているコミュニティが申請してください。市は申請コミュニティへ補助金を支払った後のお金の管理や処理については関与いたしませんので、コミュニティ間にて必ず取り決めをおこない、トラブルがないように注意してください。